

○国土交通省告示第千百五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北十一条西十五丁目一番一号

東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

西日本旅客鉄道株式会社 大阪府大阪市北区芝田二丁目四番二十四号

九州旅客鉄道株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

日本通運株式会社 東京都千代田区神田和泉町二番地

佐川急便株式会社 京都府京都市南区上鳥羽角田町六十八番地

ヤマト運輸株式会社 東京都中央区銀座二丁目十六番十号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

三(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

日本郵船株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

株式会社商船三井 東京都港区虎ノ門二丁目一番一号

川崎汽船株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第

六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を

運送するもの

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

(四) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋一丁目五番二号

日本航空株式会社 東京都品川区東品川二丁目四番十一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第

二十項に規定する国内定期航空運送事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

五(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一

新関西国際空港株式会社 大阪府泉南郡田尻町空港中一番地

関西エアポート株式会社 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

福岡国際空港株式会社 福岡市博多区大字下臼井七百八十二番地一

北海道エアポート株式会社 北海道千歳市美々九百八十七番地二十二

中部国際空港株式会社 愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第

二条第六項に規定する公共施設等運営事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日